

いじめ防止基本方針(案)

吹田市立岸部第一小学校

令和4年4月1日

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの定義)

第2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(いじめの防止)

第3 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。（チェックリストの活用）
- (2) 欠席日数や課外活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」の機能性を高める。

（組織は、管理職・生徒指導担当者・児童生徒支援加配・各学年担当者・養護教諭・

心理〔教育相談員〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー（SSW）〕、いじめ対応支援員、その他の関係者により構成する）

- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。
- (5) 計画的に校内研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- (7) 定期的に中学校及び幼稚園・保育園との連携を図る。
- (8) いじめ防止の取組の実効性を高めるため、いじめ基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、PDCA サイクルで点検・改善する。

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) いじめ予防授業を実施する。
- (3) 人間関係づくり「うきうきの時間」を通して、コミュニケーション力を高める。
- (4) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (5) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
- (6) 特活担当と連携し、児童会活動を活性化させ、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (7) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (8) インターネット・スマホの SNS 等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

（早期発見）

第4 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめ認知に対して意識を高く保ち、教職員間で共有し、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回以上実施する。
- (3) 教育相談日や大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。
- (4) SSW・教育相談員・いじめ対応支援員は、毎週開くコア会議に出席し、情報の共有化と課題対応にあたる。

(いじめに対する措置)

第5 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

- 1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに低・中・高学年の課題対応担当教職員や生徒指導担当者と共に対応し、「いじめ対策委員会」に報告・相談する。
また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
 - (2) 事態の軽重に関わらず、保護者へ事実関係を伝える。
 - (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
 - (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
 - (5) いじめを見ていた児童・生徒が、自分の問題としてとらえるよう指導する。
 - (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。
- 2 重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。
 - (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
 - (2) 調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
 - (3) 必要に応じて被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(解決から事後指導)

第6 いじめの発生から「解決」を確認するまで追及する。「解決」の確認には校長があたる。

①解決の報告②校長のフォロー③事後観察や聞き取り(1週間・1ヶ月後・3ヶ月後)

(その他)

第7 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。